

保護者の皆様へ

## 高校生等奨学給付金の申請案内についてのお知らせ

高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握するため、申請案内については、高等学校等就学支援金と同様、対象を限らず、保護者の皆様に広く周知させていただくこととしています。

保護者の皆様におかれては、本日生徒に配布いたしました案内文書（別添）により、高校生等奨学給付金の申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は申し出ていただくようお願いいたします。

また、令和4年度より高校生等奨学給付金の判定にマイナンバーを用いることとなりました（生活保護受給世帯を除く）。申請にあたっては、既に高校生等就学支援金の申請においてマイナンバーを提出いただいている場合でも、別途、マイナンバーの提出が必要となりますので、マイナンバーによる申請を希望される際は必ず提出いただくようお願いいたします。

高校生等奨学給付金の収入基準（以下のいずれかにあてはまる方）

- 7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- 家計急変により保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

申出期限                    令和6年7月1日（月）  
                                  （案内文書の裏面に記入して、切り取って提出してください）

問合せ・申出先    太子高等学校    事務室    TEL 079-277-0123